

町村合併に伴う変更の手続きについて

塩山市・勝沼町・大和村が平成17年11月1日より甲州市に合併したことにより、会員工場の事業者及び事業場の住所表示が変わります。

そこで、自動車分解整備事業等の手続きについては、次の取扱いとなりましたのでご承知下さい。

《認証工場》

- ①車両法第81条に伴う事業者の住所、事業場の所在地の変更届 ➔ 不要
- ②記録簿等に記載する所在地については、合併日をもって速やかに切り変えて下さい。

《指定工場》

- ①指定業務取扱要領第6条4項に伴う事業者の住所、事業の所在地の変更届 ➔ 不要
- ②保安基準適合証の指定事業場の所在地欄については、合併日交付分より速やかに切り変えて下さい。
- ③記録簿等に記載する所在地については、合併日をもって速やかに切り変えて下さい。

経営研修会の開催について

今年度経営委員会事業として、5回シリーズで経営研修会を開催致します。

この研修会を実施するにあたり、そのテーマを探し出す為に支部長会代表、経営委員、若手経営者等に、座談会形式で2回のヒヤリングを実施し、参加者全員から現在の経営状態、及びこれからの経営環境と自社の問題点等についての意見を、直接経営指導専門家が聴取し、具体的な課題を明確にして研修テーマを決定致しました。

会員・組合員の皆様の経営改善に役立てる一方策として、研修会にご参加下さいようお願い致します。

なお、お申込につきましては巻末の経営研修会出席連絡書にてFAXでお申込み下さい。

【研修日程】 全5回（1回2時間）

会場：振興会大講堂

回数	日時	研修テーマ
第1回	平成17年11月25日（金） 19:00～21:00	①働くとは ②これからの経営者に求められるもの
第2回	平成17年12月7日（水） 19:00～21:00	①売上を上げる ②利益の仕組み
第3回	平成18年1月18日（水） 19:00～21:00	①組織とは ②命令の出し方・責任の取らせ方 ③稼動計画・作業割当て
第4回	H18年1月25日（水） 19:00～21:00	①現場で把握すべき数値 ②部門別管理とは
第5回	H18年2月8日（水） 19:00～21:00	①財務諸表の見方・読み方 ②経営指標について ③「資金繰り表」の作り方・読み方

受講対象者 経営者、後継者等

講師 経営コンサルタント 上條資男 氏

申込期限 11月21日（月）

お問い合わせ 振興会指導・教育部門 山下、奥石

TEL 055-262-4422

平成17年度整備主任者（技術）研修が開催されます

現在、平成17年度整備主任者（技術）研修を開催しています。該当日時等は、郵送にて各事業場へ通知していますので必ず受講されますようお願いします。

1. 研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者
(1事業場1名以上)
2. 研修場所 振興会研修センター
3. 研修担当講師 各ディーラー技術担当者
4. 研修内容 (学科) ①新機構、新装置の解説
②作業環境汚染の防止等について
(実習) ①電気配線図を活用する診断技術
②ハイブリットシステム
5. 研修証明 研修修了の証明を行いますので、自動車整備士技能者手帳を必ず持参して下さい。
6. 受講料 6,500円(学科編、実習編テキスト代を含む)
7. 研修時間 受付 9:00～9:30
研修 9:30～16:00
8. 研修日程

月 日	該当支部
17年11月10日(木)	甲府西
11月17日(木)	甲府南
11月24日(木)	甲府南・市川
12月 1日(木)	甲府北・大月
12月15日(木)	峡北・塩山
18年 1月19日(木)	日下部・南巨摩南
2月 2日(木)	韮崎・上野原
2月 9日(木)	南アルプス南・東八
2月16日(木)	支部外

平成17年度第2回自動車検査員教習が実施されます

自動車検査員資格を取得するための教習が実施されますのでお知らせします。

1. 受付期間 平成17年12月5日(月)～12月9日(金)
2. 教習日程 平成18年2月初旬予定
3. 試問日 平成18年2月14日(火)
4. 教習を受けられる資格

整備主任者に選任され、且つ、教習開始日前日までに1年以上の実務経験を有する者であって、直近の整備主任者研修(法令)を受講していることと、次の各号に該当する者。
①指定工場の事業場に従事している者
②指定整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
③上記の内②に勤務を予定している者
5. 教習会場 整備振興会内
6. 申込方法 教習受講申請書等は、教育課窓口に用意します。

アイドリング・ストップが条例で義務化されました

平成17年10月1日より『山梨県生活環境の保全に関する条例』が施行されました。これは、『山梨県公害防止条例』を改正した条例で、公害防止のほか、自動車の使用や生活排水対策など、私たちの生活環境を保全するために必要な対策について規定した条例です。

この条例の概要は次のとおりです。

★規定（第54条）の内容は？

以下の3点としています。

- ・運転する人：自動車の駐車時の原動機停止（以下：アイドリング・ストップ）義務
- ・事業者：従業員等に対するアイドリング・ストップの指導や周知義務
- ・駐車場管理者：駐車場利用者に対するアイドリング・ストップの周知義務

○アイドリング・ストップしなければいけないとき

自動車を「駐車」（道路交通法上の駐車です。）している間です。具体的には次のような場面が考えられます。

- ・駐車場などで誰かを待っているとき
- ・コンビニエンスストアやスーパーで買い物をしているとき
- ・荷物の積み降ろしで5分以上停車するとき
- ・サービスエリアなどで休憩したり、仮眠をとるとき

※信号待ち、電車の通過待ちのために停車する場合などは義務対象となりません。

※違反措置はありません。

○駐車をしているときはどんな場合でもエンジンを切らなければいけないの？

人命・災害に関わる緊急の場合、緊急自動車の業務執行時、エンジンを動力源としている自動車などは、駐車中であってもエンジンを切る必要はありません。

○事業者の指導・駐車場管理者の周知方法は？

条例では方法については限定していません。

例えば、指導方法では、点呼や朝礼時の確認、研修の実施などがあります。

周知の方法ではポスター・看板等の掲示、メールの配信、チラシの配布、駐車場では音声によるアナウンス、ポスター等の掲示、駐車券への印字などがあります。

○駐車場管理者って？

この「駐車場」は、設置について営利目的か否かを問いません。事業所、小売店舗などに設置されている駐車場も対象となります。

★アイドリング・ストップ以外の規定（第53条）

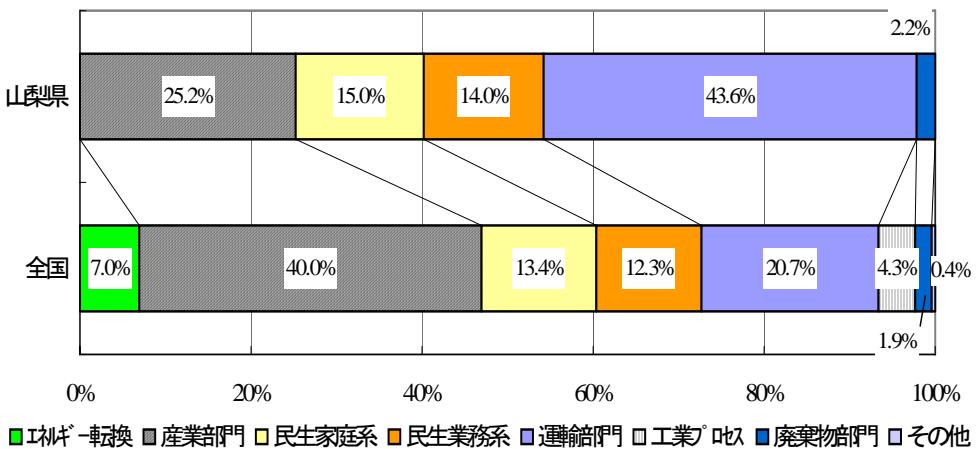
- ・自動車を使う人は、必要な整備を行う、自動車を効率的に使用する、公共交通機関を利用するなどして、環境への負荷を少なくするよう努めましょう。
- ・自動車を購入するときは、低公害車を買うように努めましょう。

《参考資料》

◎自動車社会・山梨

山梨県は、運輸部門からのCO₂の排出量が、全国に比べ高くなっています。また自動車の保有率も全国3位(2003年度やまなしの統計)です。

地球温暖化を防ぐ取り組みの中でも、県民の皆さんのが、環境に配慮した運転（＝エコドライブ）運動に積極的に参加することが、とても大きな意味を持つのです。



◎CO₂の削減は国をあげた取り組みです。

2005年2月に「京都議定書」が発効しました。地球規模の温暖化を食い止めるため、日本では2012年までに温室効果ガスの排出量を1990年比で6%減らす、という約束をしました。

約束達成には国民全体が1つのチームとなって協力していかなくてはなりません。みなさんもぜひ、チーム・マイナス6%へのご参加を！

詳しくはこちらをご覧ください。<http://www.team-6.jp/>

◎アイドリング・ストップQ & A

問：本当に短時間でも省エネ効果があるの？

－エンジン始動時は燃料消費量が一瞬多くなりますが、この消費量がアイドリング・ストップ時に削減される量と同じになる時間は、一般的に約5秒です。従って5秒以上のアイドリング・ストップをすれば、効果がでることになります。 ((財)省エネルギーセンター測定)

問：エンジ停止・再始動によってかえって排ガス(NOX, HC, CO)等は増加しないの？

－最近では、乗用車系の排出ガス低減が進んでいるため、アイドリング・ストップからの再始動による排出ガスはごく微少で、環境に影響を与えるほど増加しません。
(社)日本自動車工業会の見解)

問：スターター、バッテリー等の耐久性が心配ですが？

－モニターを対象とした調査((財)省エネルギーセンター)によると、通常のアイドリング・ストップ実施頻度では、スターター、モーターにはまず問題がありません。また、バッテリーは、エンジン停止中はヘッドライトをOFFにするなどすれば特に耐久性に大きな影響はありません。

◎アイドリング・ストップは、燃料節約とCO₂削減に貢献できます。

1日に合計で10分間アイドリング・ストップをした場合、乗用車で約140ccの燃料節約ができます。

1年間では乗用車で約51リットルの燃料節約ができ、これをCO₂に換算すると122kgの削減となります。

* 2000cc(AT車平均燃費12km/㍑)基準
(出典：(財)省エネルギーセンター アイドリング・ストップ)

[問い合わせ先]

山梨県森林環境部 循環型社会推進課 TEL 055-223-1503